

# 税務重要 裁決事例

個人編

～元審判官が解説！ 税理士が誤りやすいポイント～

編集代表 成松洋一

本書1冊で個人に関わる税務の判断の拠り所が掴める！  
元審判官による税理士必携の裁決事例解説書

## 税務重要 裁決事例

個人編

元審判官が解説！税理士が誤りやすいポイント



元国税不服審判所審判官が  
独自の目線で選び抜き解説した、  
**税理士必携の裁決事例解説書！**

国税通則・所得税・相続税から、重要な裁決事例を精選。  
本書1冊で、個人にまつわる税務の判断の拠り所を把握できる！

第一法規

A5判/312頁

定価 本体3,000円＋税

## 本書の特色

- 実務経験豊かな元審判官が、独自の目線で選び抜き解説した、裁決事例解説書
- 国税通則・所得税・相続税から、個人にまつわる税実務に欠かせない裁決事例45例を掲載
- 税理士が押さえておくべき重要な裁決事例を、「ポイント解説」と「留意点」でわかりやすく解説

『税務重要裁決事例 企業編

～元審判官が解説！税理士が誤りやすいポイント～』

編集代表 成松洋一

も好評  
発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 本書の構成

## 判決の要旨

更正の請求の直前における請求人の相続税の課税額は、相続税法第55条の規定に基づき民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って計算されたものであるから、当該更正の請求は相続税法第32条第1項第1号の要件を欠くものであるとした事例

平成20年10月29日判決 裁判事例集

### 判決の要旨

本件は、請求人が相続税に係る申告を行った後に、遺言の効力な訴訟において、無効であることが確認され、確定した判決を踏まえ、共同相続人間で審判による遺産分割が確定したものであり、その審判に基づいて相続税の課税価格を計算すると、その額が請求人の申告した課税価格を下回る事となるとして更正の請求を及んだものである。そうすると、本件遺言が無効である旨の判決が確定した最高裁判決より、全ての相続財産は遺産共有の状態、すなわち未分割の状態にあり、それが明らかであるものと認められ、その後、審判により遺産分割が行われたのであるから、相続税法第55条の規定に基づく申告又は更正の請求は、最高裁判決の前になされているものである。この点、本件申告は、最高裁判決の前になされているものである。更正の請求の直前における請求人の相続税の課税額は、最高裁判決より審判による遺産分割が確定したものであるから、当該更正の請求は、相続税法第32条第1項第1号の要件を欠くものであるとした事例

判決の概要がわかる

## 本判決のポイント解説

相続税法第32条第1項第1号に規定する要件を欠くものである。請求人は、本件申告時においては、無効確認請求事件が係属中であり、正式に遺産の分割が完了してはいないから、本件申告は、相続税法第55条の規定により計算したものである。同法第32条第1項第1号に規定する要件を備えた更正の請求である旨主張する。しかしながら、本件更正の請求が相続税法第32条第1項第1号の更正の請求の要件を満たすかどうかの判断は、最高裁判決により未分割であることが明らかになった相続財産について相続税法第55条の規定に基づく申告又は更正若しくは決定がなされていたかどうかによるのであるから、請求人の主張には理由がない。

### 本判決のポイント解説

#### 1 事案の概要

本件は、審判請求人（以下「請求人」という。）が遺産分割の審判が確定したから相続税法第32条（更正の請求の特則）の規定に該当するとして行った更正の請求について、原処分長が、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったのに対し、請求人が、その全部の取消しを求めた事案である。

#### 2 経緯及び基礎事実

被相続人は平成4年3月に死亡しており、請求人は法定申告期限内に申告書を出している。その後、平成19年に更正の請求をした。

本件相続に係る共同相続人は、被相続人の養子である請求人、長男B、長女C、二女D及び三女E（以下、長女C、二女D及び三女Eを「共同相続人」という。）である。共同相続人B、C、D、Eには、被相続人の遺産の全部を相続する旨の遺言が記されている。請求人は、被相続人の財産の全部を相続することを求める訴え

審判官の判断のポイントがわかる

277

## 本判決の留意点

### 本判決の留意点

一般的な「更正の請求」は、通則法第23条に規定されている。これには、通常の場合と後発的な事由に基づくものがあつた。相続税の申告書を出した者の一般的な事由に別法第23条の規定に基づき行うことはできるが、当しない場合でも負担の公平を図るため、更正の請求（10の事由）に該当する場合には、更正の請求が認められる場合が発生する。そこで相続税法（10の事由）に該当する場合には、更正の請求が認められる。

#### ◆関係法令

通則法第23条、相続税法第32条、55条

#### ◆関係キーワード

更正の請求、更正の請求の特則、未分割遺産に対する課税

#### ◆参考判決・裁決

最高裁判平成5年5月28日判決・平成元年（行ツ）162号

判断の誤りやすいポイントがわかる

参考となる関係法令、関係キーワード、参考判決・裁決等を確認できる

## 目次（一部抜粋）

### 国税通則関係

- 国外送金等に係る調書の提出等に関する国送法第6条第2項の規定は、通則法第65条第5項の規定の適用がある場合の修正申告書にも適用される等とされた事例（平29.9.1裁決）
- 期限後申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより決定があるべきことを予知してされたものでないとした事例（平29.9.26裁決） 他

### 所得税関係

- 請求人は雇用されているにすぎず請求人が役務を提供したことに対する対価は給与所得であるとする請求人の主張が排斥された事例（平22.4.21裁決）
- 請求人が営んでいた税理士事務所を他の税理士に承継するに際して受領した金員に係る所得は、譲渡所得には該当しないとされた事例（平22.6.30裁決） 他

### 相続税関係

- 制限納税義務者が承継した被相続人の損害賠償金の未払額等が債務控除の対象とはならないとされた事例（平20.6.25裁決）
- 未分割遺産に係る相続税の課税価格の計算は、穴埋め方式によるべきであるとされた事例（平27.6.3裁決） 他

詳細・お申し込みはこちら  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 税務重要裁決個人

検索 🔍